

萩市公告第46号

萩田床山いこいの広場について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき管理を代行させる指定管理者の募集について、次のとおり公告します。

令和7年10月10日

萩市長 田 中 文 夫

1. 対象施設

萩田床山いこいの広場（萩市大字椿東10131番地5）

2. 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 応募資格

次の（1）から（3）の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は共同体（法人その他の団体で構成するもの）での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は他の共同体の構成員となることはできません。また、複数の共同体の構成員となることもできません。

（1）施設の管理・運営の能力を有していること

（2）萩市内に事業所、営業所を有しているか、又は、申請時まで設置していること

（3）次に該当する団体は、応募者になることはできません。

①本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

③過去5年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定により、自らの責めに帰すべき事由によって、指定の取り消しを受けたことのある者

④申請の時点で萩市から指名停止を受けている者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる活動を行う者

⑥会社更生法及び民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている者

⑦萩市の市税を滞納している者

※ 共同体にあっては、主体企業が上記（1）（2）の要件を、全ての構成員が上記（3）の要件を満たしていることとし、申込み手続を行うこととします。

4. 指定管理者の収入等

（1）利用料金

利用料金は施設条例の第10条の規定のとおりとします。ただし、利用料金の減免申請などがあった場合には、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、または免除することができます。

（2）指定管理料

指定管理者には、管理経費を委託料として支払います。委託料の額は協定書で定め、年2回に分割して支払います。

5. 募集期間

10月10日（金）から11月28日（金）まで萩市農林水産部林政課で募集要項の配布を行います。市のホームページからもダウンロードできます。

6. 選定の基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づいて行います。なお、当該選定基準の詳細は「指定管理者選定基準評価表」のとおりとします。

- （1）利用者の平等な利用の確保に関すること
- （2）サービスの向上に関すること
- （3）指定管理者の指定を受けようとする公の施設の適切な維持管理に関すること
- （4）経費の縮減に関すること
- （5）法人等の物的能力及び人的能力に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため必要な事項

7. その他市長が必要と認める事項

特になし

8. 問い合わせ

〒758-8555

山口県萩市大字江向510番地

萩市農林水産部林政課

電 話 （0838）25-4194

FAX （0838）25-3770